

平成 26 年 12 月 26 日

特殊詐欺被害防止対策の強化について

当金庫では、社会問題化している振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺被害を防止するため、窓口で多額の現金引き出しを希望される場合、お客さまにお取引の内容を確認するなどの取り組みを実施しております。

このたび、愛知県警察本部の協力要請により、下記のとおり、この取り組みを強化させていただきます。

記

1. 内容

窓口でご高齢のお客さまから多額の現金引き出しのお申し出がある場合、資金のお使いみち等の確認に加えて、※自己宛小切手のご利用をお勧めすることがあります。

なお、この際振り出す自己宛小切手の発行手数料は、無料とさせていただきます。

当金庫では、今後もお客さまの大切な資産を金融犯罪からお守りし、安心してお取引していただくため、詐欺被害未然防止に努めてまいりますので、お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

2. 自己宛小切手のご利用を拒否された場合や、現金払出理由等に疑問がある場合は、相談のため警察に連絡させていただきます。

※. 自己宛小切手

- ・自己宛小切手とは当金庫が自ら振出人兼支払人として振り出す小切手のことをいいます。
- ・自己宛小切手には線引きを付しますので、小切手の現金化は金融機関とお取引があるお客さまに限定され、詐欺などの犯罪者に現金化されることを防止する効果が高くなります。

以上

あなたと街のパートナー

